確認検査業務約款

日本タリアセン株式会社

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主(確認検査の申請者をいうが、委任を受けた代理者が存在する場合は、その代理者も含めるものとし、以下「甲」という。)及び日本タリアセン株式会社(以下「乙」という。)は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)及び乙が別に定める確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
 - 2 甲は、建築確認申請書及び添付図書について事実に相違ない事を記載しなければならない。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日(以下「業 務期日」という。)までに行わなければならない。
 - 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、乙が別に定める確認検査業務手数料規程及び出張手数料規程に基づき算定された額の手数料を、第 3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに、第4条に規定した方法により支払わなければなら ない。
 - 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、 引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物(以下「対象建築物等」と いう。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 8 甲は、申請に係る図書に関し、乙から追加説明の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対して、速やかに 補正や追加説明書の提出その他必要な措置を取らなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
 - (1) 建築確認業務

引受承諾書発行日から業務完了予定日

(2) 中間検査業務

引受証に定める中間検査予定日の翌日

(3) 完了検査業務

引受証に定める完了検査予定日の翌日

2 乙は、甲が前条第6項から第8項まで及び第5条第1項に掲げる責務を怠ったとき、その他乙の責に帰す ことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由 を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる期日の延長 その他の必要事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、乙が発行する請求書に記載された支払期日とする。
 - 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合は、他の期日を取り決めることができる。

(手数料の支払方法)

- 第4条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込みの方法により支払うものとする。この場合、払込みにかかる費用は、甲の負担とする。
 - 2 甲と乙は、協議等により合意した場合は、別の支払方法を取ることができる。

(確認審査中の計画変更)

- 第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として新たにこれを行わなければならない。
 - 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又その 見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
 - 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。又、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、又当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求する ことができる。

(乙の解除権)

- 第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
 - (1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
 - 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、又当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。又、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を建築主等に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

- 第8条 乙は、この契約を締結した後、建築場所を管轄する特定行政庁から要請がある場合には、対象建築物等の 計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。
 - 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

- 第9条 甲の確認申請、中間検査又は完了検査申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の 各号について電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、確認済証、中間検査合格証及び検査済証につい ては、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。
 - (1) 業務規程第17条第4項の引受承諾書の交付
 - (2) 業務規程第26条第6項の中間検査引受証及び第32条第7項の完了検査引受証の交付
 - (3) 業務規程第22条第1項の施行規則別記第15号の2様式による通知書及び施行規則別記第15号の3様式による通知書の交付
 - (4) 業務規程第29条第1項の施行規則別記第30号の2様式による通知書の交付
 - (5) 業務規程第35条第1項の施行規則別記第23号の2様式による通知書の交付
 - (6) 業務規程第22条第2項、第29条第2項及び第35条第2項における申請書の副本の添付
 - 2 乙は、業務規程第 13 条に規定する確認検査業務を行う時間(以下「業務時間」という。)内に電子申請に 係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次 の業務時間内に、それぞれ規程第 17 条第 2 項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
 - 3 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条第2項に規定する事務所とする。

(事前相談)

第10条 業務規程第52条に基づく事前相談の場合、乙は一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持)

- 第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならな
 - 2 甲が承諾しない場合を除き、乙は、対象建築物等を対象として、乙に申請された他の審査、検査及び調査 等のために計画、施工方法その他情報を乙は用いることができる。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。 ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の 10 倍までとする。

(別涂協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の 原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この規程は、 平成 26 年 月 1 日より施行する。 この規程は、 平成 27 年 月 日より施行する。 6 1 この規程は、 平成 10 日より施行する。 27 年 10 月 この規程は、 令和 5 年 2 月 1 日より施行する。 この規程は、 令和 年 月 20 日より施行する。 6 6

平成 年 制定 26 6 月 1 日 平成 27 年 6 月 日 改訂 1 平成 27 年 9 月 25 日 改訂 令和 2 月 5 年 1 日 改訂 令和 6 年 6 月 改訂 20 日